

質問事項に関する回答書

(件名)関越自動車道 石打トンネル覆工補強工事

番号	日付	資料の種類	ページ	章の番号等	質問事項	回答
1	1月11日	特記仕様書	16頁	17	業務用プレートの交付で水上IC～六日町ICと記載されていますが、湯沢IC～塩沢石打ICを越える範囲での交通規制が必要とのことでしょうか。	工事対象である石打トンネルの位置は湯沢IC～塩沢石打ICですが、昼夜連続規制に必要な工事予告看板がその範囲を超えて設置する必要があるため、交通規制の設置・撤去に係わる車両については業務用プレートの区間を水上IC～六日町ICとしております。